

茨城大学工学部後援会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、茨城大学工学部後援会と称し、事務所を同学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、工学部及び大学院理工学研究科〔日立地区〕(以下「工学部」という。)の運営及び学生生活の向上並びに施設設備等の拡充整備等に関して後援することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 工学部学生の父兄又はこれに代わるべき者
- (2) 特別会員 茨城大学工学部の職員及び会に功労があった者で会員の推薦による者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を助成する法人及び個人

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 工学部と父兄の緊密なる連絡
- (2) 学生の教育、福祉及び課外活動に必要な助成
- (3) 卒業時の就職斡旋に必要な助成
- (4) 工学部の拡充設備に必要な助成
- (5) 対外交流活動に必要な助成
- (6) その他教育活動に必要な助成

(役員)

第5条 本会に、会員中より次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次によって行われる。

- (1) 会長は、正会員の推薦による。
- (2) 副会長は、会長の推薦による。
- (3) 理事及び監事は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 第5条に規定する役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に規定する役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任者が決定するまではその任期は継続するものとする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のように定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄し、諸会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- (3) 理事は理事会を構成し、重要な会務を審議、処理する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(庶務)

第9条 本会に事務を処理するため、工学部職員の中から幹事若干名を置き、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会に、次の会議を設ける。

- (1) 総会
総会は、年1回開催し、会務及び予算、決算の報告、承認、その他の審議を行う。
- (2) 臨時総会
臨時総会は、必要ある都度これを開催し、重要事項を審議する。ただし、臨時総会を開き難い場合は、理事会をもってこれに代えることができる。

- (3) 理事会
理事会は、会長の招集により開催し、予算、決算の審議及び事業計画、その他必要事項を審議する。

(会 計)

第11条 本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費等)

第12条 学部学生の正会員の入会費は、1人当たり12,000円とする。ただし、3年次編入学生及び転学部学生の入会費は、6,000円とする。

2 大学院学生(博士前期課程)の正会員の入会費は、1人当たり6,000円とする。ただし、学部在籍時に入会費を納めている場合において、当該学生が博士前期課程へ入学したときは、入会費は徴収しないものとする。

3 大学院学生(博士後期課程)の正会員の入会費は、徴収しないものとする。

4 前3項の入会費は、入学時又は転学部時に一括して納めるものとし、一度納入した入会費は、退学、転学等の事情が起こっても返還しない。

5 賛助会員は、次に掲げる寄附金を本会に納入するものとする。

- | | | | | | |
|-----|---|---|----|----------|------|
| (1) | 個 | 人 | 1口 | 10,000円 | 1口以上 |
| (2) | 法 | 人 | 1口 | 100,000円 | 1口以上 |

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(帳 簿)

第14条 本会に、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会議録
- (4) 会計簿

附 則

- 1 この会則は、昭和43年9月21日から施行し、昭和44年度入学者から適用する。
- 2 昭和43年9月20日以前の茨城大学工学部後援会々則は廃止する。ただし、昭和41年以前に係る会費納入については、なお、従前の例による。

附 則

この会則は、昭和53年6月10日から施行し、昭和54年度入学者から適用する。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年6月22日から施行し、昭和61年度入学者から適用する。

附 則

この会則は、平成2年6月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年6月19日から施行し、平成5年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この会則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の会則は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前の入学者及び転学部者については、なお、従前の例による。